

みんなで読める

とうじしゃ
当事者と
いっしょ
一緒に
かんが
考えた!!

かながわけん
神奈川県

とうじしゃめせん
当事者目線の

しょうがいふくしすいしんじょうれい
障害福祉推進条例

い　しゃかい　め　ざ
～ともに生きる社会を目指して～

れいわ　ねん　がつ　にち
令和4年10月24日

じょうれい　とどうふけん　しちょうそん　たいせつ　き
条例は、都道府県や市町村がつくる大切な決まりです

ぜんぶん 前文	1
だい じょう もくてき 第1条 目的	4
だい じょう ていぎ 第2条 定義	5
だい じょう きほんりねん 第3条 基本理念	7
だい じょう けん せきむ 第4条 県の責務	8
だい じょう しちょうそん れんけい 第5条 市町村との連携	9
だい じょう けんみんおよ じぎょうしゃ せきむ 第6条 県民及び事業者の責務	9
だい じょう しょうがいふくし さーび すていきょうじぎょうしゃ せきむ 第7条 障害福祉サービス提供事業者の責務	10
だい じょう きほんけいかく さくてい 第8条 基本計画の策定	10
だい じょう きほんけいかく さだ しさく 第9条 基本計画に定める施策	11
だい じょう い し けつていしえん すいしん 第10条 意思決定支援の推進	14
だい じょう しょうがいしゃ けんりようご 第11条 障害者の権利擁護	15
だい じょう しょうがい りゆう さべつ ぎゃくたいとう きんし 第12条 障害を理由とする差別、虐待等の禁止	15
だい じょう しょうがい りゆう さべつ かん そうだん じょげんとう 第13条 障害を理由とする差別に関する相談、助言等	16
だい じょう しゃかいてきしょうへき じょきよ 第14条 社会的障壁の除去	17
だい じょう ぎゃくたいとう ぼうし 第15条 虐待等の防止	18
だい じょう ぎゃくたい そうきはっけんとう 第16条 虐待の早期発見等	18
だい じょう しょうがいしゃ かぞくとう たい しえん 第17条 障害者の家族等に対する支援	19
だい じょう しょうがいふくし かか せいさくりつあんか てい しょうがいしゃ さんか すいしん 第18条 障害福祉に係る政策立案過程への障害者の参加の推進	19
だい じょう しょうがいしゃしゅたい かつどう そくしん 第19条 障害者主体の活動の促進	20

だい じょう しょうがい しょうがいしゃ し えん たいせい せい び	第20条 生涯にわたる障害者への支援体制の整備	21
だい じょう こうれいしゃ し さく とう れんけい	第21条 高齢者施策等との連携	21
だい じょう し えん しゅ ほう かん ちやう さけん きゅう	第22条 支援手法に関する調査研究	22
だい じょう ちゅう かく てき やく わり にな きよ てん せい び	第23条 中核的な役割を担う拠点の整備	22
だい じょう ち い き かん きん こう	第24条 地域間の均衡	23
だい じょう じ り つ し えん きやう ぎ かい かつ どう すい しん とう	第25条 自立支援協議会の活動の推進等	24
だい じょう じん ざい か く ほ い く せい とう	第26条 人材の確保、育成等	25
だい じょう ざい せい じやう そ ち	第27条 財政上の措置	26
ふ そ く	附則	26
さん こう し り やう	参考資料	
しょうがい ふ く し さ ー び す て い きやう じぎやう しゃ	・ 障害福祉サービス提供事業者について	27
い しゃ かい けん しやう	・ とともに生きる社会かながわ憲章	29
とう じ しゃ め せん しやう ふ く し じ つ げん せん げん	・ 当事者目線の障がい福祉実現宣言	30
いっしょ かん が め ん ば ー	一緒に考えたメンバー	32

ぜんぶん 前文

とうじしゃめせん しょうがいふくしすいしんじょうれい りゆう 当事者目線の障害福祉推進条例をつくった理由



へいせい ねん ねん がつ にち かながわけんりつ しょうがいしゃしえん
平成28年(2016年)7月26日に、神奈川県立の障害者支援
しせつ つく い えん めい うば かな じけん
施設津久井やまゆり園で、19名のいのちが奪われる、悲しい事件が
お しょうがい ひと かぞく かな
起きました。障害のある人や家族だけではなく、みんなが悲しくなり、
しんぱい き も
心配な気持ちになりました。

かながわけん つく い えんじけん かな じけん に ど
神奈川県は、津久井やまゆり園事件のような悲しい事件が二度と
お
起きないようにするため、へいせい ねん ねん がつ かながわけん
平成28年(2016年)10月に、神奈川県
ぎかい いっしょ い しゃかい けんしょう
議会と一緒に「ともに生きる社会かながわ憲章」をつくりました。「と
い しゃかい けんしょう かながわけん たいせつ かんが かた
もに生きる社会かながわ憲章」は、神奈川県が大切にする考え方
で
す。

かながわけん つく い えんじけん しょうがいしゃ
神奈川県では、津久井やまゆり園事件のあと、これまでの障害者
しえんしせつ にゅうしよしせつ しえん かくにん しょうがいしゃしえん
支援施設(入所施設)の支援のことなどを確認して、障害者支援
しせつ にゅうしよ ひと よ しえん かんが
施設などに入所している人にもっと良い支援ができないか考えてき
ました。

これまで、施設側が安全を一番大事にするという理由で、入所
している人の部屋に鍵をかけて外へ出られないようにするなどの
対応があったことが分かりました。

良い支援の方法を考えたところ、障害のある人の気持ちを大切に
にして、本人がしてほしいと思っている支援をするためには、本人の
立場に立つことが大事だと、改めて気付きました。

神奈川県は、障害のある人たちと何度も話し合い、思いや望んで
いることなどをよく知ろうとしました。

神奈川県は、障害のある人、一人ひとりの心の声に耳を傾けて
思いや望みを聞き、本人の立場に立った支援をすることが、障害の
ある人だけではなく、周りにいる人たちみんなが幸せに生活できる
「当事者目線の障害福祉」になると考えました。

神奈川県は、令和3年(2021年)11月に「当事者目線の障がい
福祉実現宣言」を発表して、これからは「当事者目線の障害福祉」に
していくと約束しました。

日本の障害福祉は、昭和56年(1981年)の国際障害者年から、
障害のある人みんなが、自立や社会参加ができる社会を目指してき
ました。そして、障害者基本法が直され、障害者差別解消法などが
作られ、平成26年(2014年)に障害者権利条約を守ると日本は
約束しました。

しかし、すべての障害のある人が自分らしく暮らせる社会は、まだ
つくりけていません。

神奈川県は、みんなが安心して暮らせる地域共生社会を目標に、
県民、事業者と神奈川県が協力して取り組める仕組みをつくる
必要があると考えました。

神奈川県は、「当事者目線の障害福祉」を進めていくことで「とも
に生きる社会かながわ憲章」が目標にしている社会をつくること
ができると考えました。

そのための大切な決まりとして、神奈川県は「当事者目線の障害
福祉推進条例」をつくって、「当事者目線の障害福祉」を進めるため
の基本的な内容を決めました。

【言葉の説明】

県民 … 神奈川県に住んでいる人のことです。

事業者 … 神奈川県にあるお店や会社のことです。

【言葉の説明】

障害のある人、一人ひとりの心の声に耳を傾けて思いや望みを聞き

… 障害のある人、一人ひとりの気持ちや考えを受け止めることです。

第 1 条 目的

この条例をつくった目的



「当事者目線の障害福祉推進条例」には、「当事者目線の障害福祉」を進めるための大切な考え方を書いています。

神奈川県、県民、事業者がすることを明らかにして、「当事者目線の障害福祉」を進めるために必要なことを書いています。

「当事者目線の障害福祉推進条例」は、障害のある人が障害を理由とするすべての差別や虐待をされずに暮らすことができ、誰もがうれしいと感じられる、地域共生社会にしていくことを目的にしています。

第2条 定義

当事者目線の障害福祉推進条例に出てくる言葉の意味



(1) 「障害」とは、「障害のある人」とは

「障害」とは、障害者基本法に書いてある障害のことです。

「障害のある人」とは、障害者基本法に書いてある障害者のことです。

【言葉の説明】

障害者基本法 … 障害のある人に関する日本の大切な決まりのことです。

障害者基本法に書いてある「障害」 … 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害も含みます）や、難病などその他の障害のことです。

障害者基本法に書いてある「障害者」 … 障害や社会的障壁があつて、生きにくさを感じている人のことです。

社会的障壁 … 障害のある人の生きにくさの原因となるすべてのことです。

(2) 「当事者目線の障害福祉」とは

「当事者目線の障害福祉」とは、次のことです。

- ・ 障害のある人に関係するすべての人が、本人の気持ちになつて考えることです。
- ・ 本人の望みと願いを大事にすることです。
- ・ 障害のある人が、自分の気持ちや考えで、自分に必要なサポートを受けながら暮らすことができるような社会をつくることです。

(3) 「意思決定支援」とは

「意思決定支援」とは、障害のある人の気持ちや考えを大事にして、生活をしたり、外へ出かけたり、働いたりすることを自分で決められるように周りの人がサポートすることです。

(4) 「障害福祉サービス提供事業者」とは

「障害福祉サービス提供事業者」とは、障害のある人が困っていることをサポートする事業所のことです。

障害福祉サービス提供事業者について、27ページに詳しく説明しています。

だい じょう きほんりねん 第3条 基本理念

とうじしゃめせん しょうがいふくし すす たいせつ かんが かた
当事者目線の障害福祉を進めるための大切な考え方



とうじしゃめせん しょうがいふくし すす か
「当事者目線の障害福祉」を進めるときは、(1)から(6)に書いてあることを大事にします。

(1) すべての^{けんみん}県民が、^{ひと}人として^{たいせつ}大切にされること。

^{じぶん}自分の^い生き方を^{かた}自分で^き決められること。

^{じぶん}自分が^{たいせつ}大切にしている^{かんが}考え方を^{かた}大事に^{だいじ}されること。

(2) 障害のある^{しょうがい}人が、^{ひと}自分のことは^{じぶん}自分で^き決められるようにすること。

(3) 障害のある^{しょうがい}人が、^{ひと}住みたいと思う^す場所で、^{おも}自分らしく^{ばしょ}暮らす^くことができるようにすること。

(4) 障害のある^{しょうがい}人の^{ひと}性別、^{せいべつ}年齢、^{ねんれい}障害の^{しょうがい}様子、^{ようす}生活に^{せいかつ}合わせて、^あ周りの^{まわ}人たちが^{ひと}協力し、^{きょうりよく}本人が^{ほんにん}活躍^{かつやく}できるようにすること。

(5) 障害のある^{しょうがい}人だけではなく、^{ひと}周りの人たちも、^{まわり}うれしいと^{ひと}感じ^{かん}られること。

(6) すべての^{けんみん}県民が、^{しょうがい}障害や^{しょうがい}障害のある^{ひと}人のことをよく^{りかい}理解すること。

^{ちいき}地域に^す住んでいる^{ひと}人が^{たが}お互いに^{ささ}支え^あ合いながら、^{しゃかいぜんたい}社会全体で^と取り組^くむこと。

だい じょう けん せき む 第4条 県の責務

かながわけん 神奈川県がすること



(1) かながわけん とうじしゃめせん しょうがいふくし すす たいせつ
神奈川県は、「当事者目線の障害福祉を進めるための大切な
かんが かた だいじ とうじしゃめせん しょうがいふくし とりく おこな
考え方」を大事にして、「当事者目線の障害福祉」の取組みを行
せきにん
う責任があります。

(2) かながわけん しちょうそん じぎょうしゃ きょうりよく しょうがい
神奈川県は、市町村や事業者などと協力して、障害や
とうじしゃめせん しょうがいふくし ないよう し とりく
「当事者目線の障害福祉」の内容を知ってもらうための取組みを
おこな
行います。

(3) かながわけん けんみん じぎょうしゃ いけん き とうじしゃ
神奈川県は、県民や事業者などの意見を聞いて、「当事者
めせん しょうがいふくし よ
目線の障害福祉」をより良いものにしていきます。

だい じょう しちょうそん れんけい 第5条 市町村との連携

かながわけん しちょうそん きょうりよく
神奈川県が市町村と協力してすること



(1) かながわけん どうじしゃめせん しょうがいふくし じつげん
神奈川県は、「当事者目線の障害福祉」を実現するために、
しちょうそん きょうりよく どりよく
市町村と協力するように努力します。

(2) かながわけん しちょうそん どうじしゃめせん しょうがいふくし すす
神奈川県は、市町村が「当事者目線の障害福祉」を進めるた
めけいかく た とりく あどばいす
めの計画を立てたり、取り組みをしたりするときに、アドバイスなど
をします。

だい じょう けんみんおよ じぎょうしゃ せきむ 第6条 県民及び事業者の責務

けんみん じぎょうしゃ
県民や事業者がすること



(1) けんみん じぎょうしゃ どうじしゃめせん しょうがいふくし すす
県民や事業者は、「当事者目線の障害福祉を進めるための
たいせつ かんが かた だいじ どうじしゃめせん しょうがいふくし し
大切な考え方」を大事にして、「当事者目線の障害福祉」を知っ
て、そのとりく きょうりよく どりよく
取り組みに協力するように努力しなければいけません。

(2) けんみん じぎょうしゃ どうじしゃめせん しょうがいふくし すす
県民や事業者は、「当事者目線の障害福祉を進めるための
たいせつ かんが かた だいじ しょうがい ひと しゃかい けいざい ぶんか
大切な考え方」を大事にして、障害のある人が、社会、経済、文化
などのいろいろなかつどう さんか どりよく
活動に参加できるように努力しなければいけま
せん。

第7条 障害福祉サービス提供事業者の責務

障害福祉サービス提供事業者がすること



「障害福祉サービス提供事業者」は、「当事者目線の障害福祉を進めるための大切な考え方」を大事にして、地域に住んでいる人たちと協力して、地域の社会資源を使って、「当事者目線の障害福祉」を進めるように努力しなければいけません。

【言葉の説明】

地域の社会資源 … 障害のある人が、地域で暮らすために、使える場所や人を含めたすべてのことです。

第8条 基本計画の策定

基本的な計画をつくること



(1) 神奈川県知事は、「当事者目線の障害福祉」を進めるために、基本的な計画をつくりまします。

(2) 神奈川県知事は、1年に1回、「当事者目線の障害福祉」を進めるための基本的な計画がどのくらい進んだか、インターネットなどで伝えます。

第9条 基本計画に定める施策

基本的な計画の内容



「当事者目線の障害福祉」を進めるための基本的な計画として、
(1)から(12)の施策を決めます。

【言葉の説明】

施策 … 計画や取り組みをつくって、実際にすることです。

(1) 障害のある人が、自分の生活に合わせたサポートを受けられる
施策

地域での生活の仕方を選ぶようにするための医療(病院)、
介護(介助)、福祉などの施策

(2) 障害のある人が困ったときに話を聞いてもらえるようにする
施策

障害のある人の家族や支援者、地域の人たちなどが、障害の
ある人をサポートしていて困ったときに話を聞いてもらえるよう
にする施策

(3) 障害のある子どもが学べるようにする施策

障害のある人が、いつでも学びたいと思ったときに学べるようにする施策

(4) 障害のある子どもが、家の近くで療育などのサポートを受けられるようにする施策

【言葉の説明】

療育 … 一人ひとりの子どもが、自分らしい生活を送れるようにサポートすることです。

(5) 障害に合わせて働けるようにする施策

会社が障害のある人を雇うことを進めていくための施策

(6) 障害のある人が生活しやすい住宅(住む場所)を用意する施策

(7) 障害のある人が公共の施設(学校や駅や道路など)を使いやすくするための施策

障害のある人の移動をしやすくするための施策

(8) 障害のある人が情報を使えるようにする施策

障害のある人に情報を伝えたり、サポートしたりするための施策

(9) 障害のある人や障害のある人の生活を支える家族のお金などの心配を減らすための施策

障害のある人がお金などに困らないようにする施策

(10) 障害のある人が、文化・芸術（音楽や美術やダンスなど）やスポーツなどの活動に参加しやすくするための施策

(11) 障害のある人が地域で安心して暮らせるようにするための施策

- ・ 地震や大雨（水害）、津波などの被害から守ること
- ・ 障害のある人を傷つけようとする人から守ること
- ・ 障害のある人が騙されてお金を取られないようにすること

など

(12) 障害のある人が神奈川県庁などに来たときに手続きをしやすくする施策

だい じょう い し けっていし えん すいしん 第10条 意思決定支援の推進

い し けっていし えん と く 意思決定支援に取り組むこと



- (1) 「しょうがいふくし さーび すていきょう じぎょうしゃ
障害福祉サービス提供事業者」は、「い し けっていし えん
意思決定支援」をするよ
うに^{どりよく}努力しなければいけません。
- (2) ^{かな が わ けん}神奈川県は、「い し けっていし えん
意思決定支援」を^{すす}進めるための^{じょうほう つた}情報を伝えます。
どこに^{そうだん}相談すればよいのか、どんな^{さぽーと}サポートをしてもらえるかな
ど、^{あどばいす}アドバイスする^{しく}仕組みをつくれます。
- (3) ^{かな が わ けん}神奈川県は、「しょうがいふくし さーび すていきょうじぎょうしゃ
障害福祉サービス提供事業者」に「い し けってい
し えん
支援」の^{けんしゅう}研修を^{おこな}行います。

第11条 障害者の権利擁護

障害のある人の権利を守ること



(1) 障害のある人に関わる人は、障害のある人が障害者支援施設やヘルパーやデイサービスなどの福祉サービスを利用するときは、本人の気持ちを大事にしなければいけません。

(2) 障害のある人に関わる人は、障害のある人が「意思決定支援」を望んだときには、本人の気持ちを大事にして、「意思決定支援」ができるように努力しなければいけません。

第12条 障害を理由とする差別、虐待等の禁止

障害を理由とする差別、虐待などの禁止



すべての人は、障害のある人に対して、障害を理由とする差別、虐待、大切にしている考え方を傷つけることをしてはいけません。

第13条 障害を理由とする差別に関する 相談、助言等

障害を理由とする差別についての相談やアドバイス



(1) 神奈川県は、障害を理由とする差別についてのトラブルが起きないようにしたり、解決のために相談したりできる仕組みを作ります。

(2) 神奈川県は、障害を理由とする差別について相談を受けたときには、相談の内容にあわせて次のことをします。

- ・ 神奈川県は、相談に来た人に、アドバイスなどをします。
- ・ 神奈川県は、相談に来た人の関係者に、必要なときには、差別についての相談の内容を伝えます。
- ・ 神奈川県は、市町村に、必要なときには、差別についての相談の内容を伝えます。

第14条 社会的障壁の除去

障害のある人の生活しづらいことや困ったことをなくすこと



- (1) 障害のある人から、生活しづらいことや困ったことがあると言われなくても、神奈川県は負担が大きすぎないときには、合理的な配慮をする努力をします。

【言葉の説明】

合理的な配慮 … 障害のある人が生活しづらいことや困ったことがあるときに、周りの人が工夫をして、生活しやすくすることです。

- (2) 障害のある人から、生活しづらいことや困ったことがあると言われなくても、事業者は負担が大きすぎないときは、合理的な配慮をする努力をしなければいけません。

だい じょう ぎゃくたいとう ぼ う し 第15条 虐待等の防止

ぎゃくたい お
虐待が起きないようにすること



- (1) かながわけん しちょうそん しょうがい ひと かんけい だんたい きょうりよく
神奈川県は、市町村や障害のある人に関する団体と協力し
て、しょうがい ひと ぎゃくたい お
て、障害のある人への虐待が起きないようにするために、「しょうがい
ふくし さーび すていきょうじぎょうしゃ けんしゅう おこな
福祉サービス提供事業者」に研修を行います。
- (2) しょうがい ふくし さーび すていきょうじぎょうしゃ しょうがい ひと ぎゃくたい
「障害福祉サービス提供事業者」は、障害のある人への虐待が
お 起きないようにするために、はたら ひと けんしゅう どりよく
働いている人に研修などをする努力
をしなければいけません。

だい じょう ぎゃくたい そう き はっけんとう 第16条 虐待の早期発見等

ぎゃくたい はや み
虐待を早く見つけること



- (1) かながわけん しちょうそん しょうがい ひと かんけい だんたい きょうりよく
神奈川県は、市町村や障害のある人に関する団体と協力し
て、しょうがい ひと ぎゃくたい み
て、障害のある人への虐待を見つけたらすぐに連絡することや、
れんらく ほうほう けんみん し
連絡の方法を、県民などにお知らせします。
- (2) かながわけん しちょうそん しょうがい ひと かんけい だんたい きょうりよく
神奈川県は、市町村や障害のある人に関する団体と協力し
て、しょうがい ひと ぎゃくたい はや み
て、障害のある人への虐待を早く見つけて、はや たいおう
仕組みをつくりまします。

第17条 障害者の家族等に対する支援

障害のある人の家族などへのサポート



神奈川県は、障害のある人の家族や関係者に、情報を伝えることやアドバイスなどのサポートをして、本人を支える生活の中での心配なことが少なくなるようにします。

第18条 障害福祉に係る政策立案過程への障害者の参加の推進

障害福祉についての県の会議への障害者の参加



神奈川県は、障害福祉についての県の会議に、障害のある人の参加を進めます。

第19条 障害者主体の活動の促進

ピアサポートや当事者活動・本人活動などを進めること



- (1) 神奈川県は、ピアサポートや当事者活動・本人活動などの内容を、県民や事業者などによく知ってもらえるように努力します。
- (2) 神奈川県は、ピアサポートや当事者活動・本人活動などをして
いる人たちが、仲間同士で連絡を取ったり、やりとりしたり、一緒に活動ができるようにサポートする努力をします。
- (3) 神奈川県は、ピアサポートや当事者活動・本人活動などを広げるために、日本や海外の活動の情報を集めて、分かりやすく伝える努力をします。

【言葉の説明】

ピアサポート … 同じような悩みを持っている人同士の支え合いのことです。

当事者活動・本人活動 … 障害のある人が中心になって、仲間同士で行っている活動のことです。

第20条 生涯にわたる障害者への支援体制 の整備

障害のある人の生涯(生きている間のこと)の
サポートの仕組みをつくること



神奈川県は、障害のある人が、必要なサポートを生涯途切れるこ
となく受けることができる仕組みをつくる努力をします。

第21条 高齢者施策等との連携

高齢者や子どもの福祉施策と協力して取り組むこと



神奈川県は、高齢者や子どもの福祉施策と協力して、「当事者
目線の障害福祉」を進めます。

だい じょう し え ん し ゅ ほ う か ん ち ょ う さ け ん き ゅ う 第22条 支援手法に関する調査研究

し え ん ほ う ほ う じ ょ う ほ う あ つ し ら
支援の方法の情報を集めたり調べたりすること



かながわけん しょうがい ひと よ し え ん に ほ ん
神奈川県は、障害のある人へのより良い支援をするために、日本
かいがい よ し え ん じ ょ う ほ う あ つ し ら
や海外の、より良い支援についての情報を集めたり、調べたりする
どりょく
努力をします。

だい じょう ち ゅ う か く て き や く わ り に な き ょ て ん せ い び 第23条 中核的な役割を担う拠点の整備

ち い き せ い か つ し ゃ か い さ ん か す す ば せ い び
地域生活や社会参加を進めるための場を整備すること



かながわけん と う じ し ゃ め せ ん し ょ う が い ふ く し す す し ょ う が い
神奈川県は、「当事者目線の障害福祉」を進めていくために、障害
ひと ち い き せ い か つ さ ぽ ー と し ょ う が い ひと し ゃ か い
のある人の地域生活をサポートすることや、障害のある人の社会
さん か す す ば どりょく
参加を進めるための場をつくる努力をします。

だい じょう ちいき かん きんこう 第24条 地域間の均衡

す どこに住んでいても、おな さーびす う
同じサービスを受けられる
ようにすること



かながわけん とうじしゃめせん しょうがいふくし しさく おこな
神奈川県は、「当事者目線の障害福祉」の施策を行うときに、
しょうがい ひと す おな さーびす う
障害のある人がどこに住んでいても同じサービスを受けられるよう
どりよく
に努力をします。

第25条 自立支援協議会の活動の推進等

自立支援協議会の活動を進めること



- (1) 神奈川県は、障害のある人の支援の仕組みをつくるために、
障害保健福祉圏域ごとに自立支援協議会を開きます。

【言葉の説明】

障害保健福祉圏域 … 神奈川県内を8つの地域に分けた、障害のある
人に必要なサービスを考えるためのグループです。
自立支援協議会 … 障害のある人の支援のために、みんなで話し合い
をする会議のことです。

- (2) 神奈川県は、障害のある人が生活している地域の状況に合
せた支援の仕組みをつくるために、市町村の自立支援協議会と
協力します。

第26条 人材の確保、育成等

障害福祉の仕事をする人を増やして、育てること



- (1) 神奈川県は、障害福祉の仕事をする人を増やします。
- また、良い支援ができるようにするために、情報を伝えることや、研修などをします。
- (2) 神奈川県は、障害福祉の仕事をする人が、仕事を長く続けられるように、次のことをします。
- ・ 障害福祉の仕事についてのアドバイスをすること
 - ・ 障害福祉の仕事をする人が、心や身体が健康でいられるようにすること
 - ・ 障害福祉の仕事をする人が、働きやすい場所で仕事ができるようにすること など
- (3) 神奈川県は、障害福祉に関する活動や仕事に県民などが関心を持ってもらえるように、障害福祉の仕事について伝えたり、実際の活動の見学や参加ができるようにします。

だい じょう ざいせいじょう そ ち 第27条 財政上の措置

し さ く よ さ ん か ね よ う い 施策に予算(お金)を用意すること



かながわけん は、とうじしゃめせん しょうがいふくし すす ひつよう
神奈川県は、「当事者目線の障害福祉」を進めるために、必要な
よ さ ん か ね よ う い どりよく
予算(お金)を用意する努力をします。

ふ そ く 附 則

ほ か き その他の決まり



- (1) この条例は、じょうれい れ い わ ね ん が つ に ち は じ
令和5年4月1日から始まります。
- (2) かながわけん ち じ じょうれい は じ ね ん
神奈川県知事は、この条例が始まってから5年たったら、この
じょうれい と り く かくにん
条例で決まった取組みができているかどうかを確認します。
- か あたら おこな
変えたほうがよいことや、新しく行ったほうがよいことについ
て かんが
考えます。

さんこうしりょう
(参考資料)

しょうがいふくし さーびす ていきょうじぎょうしゃ
【障害福祉サービス提供事業者について】

住 ま い	しせつにゅうしょしえん 施設入 所支援	にゅうしょしせつ しょくじ ふろ てだす 入 所施設で 食事 やお風呂などを手助けする
	しょうがいじにゅうしょしえん 障害児入 所支援	さーびす サービス
	きょうどうせいかつえんじょ 共 同 生活援助	ぐるーぷほーむ しょくじ ふろ てだす グループホームで 食事 やお風呂などを手助けする
	りょうようかいご 療 養 介護	びょういん しょくじ ふろ てだす さーびす 病 院で 食事 やお風呂などを手助けするサービス
	ふくし ほーむ 福祉ホーム	やす きんがく す ばしょ ようい く そうだん う 安い金額で住む場所を用意して、暮らしの相談を受 けるサービス

暮 ら し	きょたくかいご 居 宅 介護	へるばー いえ き しょくじ ふろ てだす そうじ ヘルパーが家に来て、 食事 やお風呂の手助けや掃除 せんたく さーびす や洗濯をするサービス
	じゅうどうほうもんかいご 重度訪問介護	なが じかんつか へるばー 長い時間使えるヘルパー
	たんきにゅうしょ 短期入 所	みじか にっすう にゅうしょしせつ す さーびす 短 い日数を入 所施設などで過ごすサービス
	じりつせいかつえんじょ 自立生活援助	ちいき く しょうがい ひと いえ い みまも 地域で暮らす 障 害のある人の家に行って見守りす さーびす るサービス
	そうだんしえん 相談支援	しょうがい ひと く かん そうだん いっしょ 障 害のある人の暮らしに関して相談して、一緒に かんが さーびす 考 えてくれるサービス

お出

で

どうこうえんご 同行援護	め わる しょうがい ひと で さ ぼ - と 目が悪い障 害のある人のお出かけをサポートする さ - び す サービス
こうどうえんご 行動援護	きゅう みち と だ あぶ しょうがい 急 に道へ飛び出すなどの危ないことがある障 害の ひと で さ ぼ - と さ - び す ある人のお出かけをサポートするサービス
いどうしえん 移動支援	ひとり で ふあん しょうがい ひと で 一人でのお出かけが不安な障 害のある人のお出か さ ぼ - と さ - び す けをサポートするサービス

働

はたら

く

じりつくねん 自立訓練	じぶん ふ 自分ができることを増やすことができるように さ ぼ - と さ - び す サポートするサービス
しゅうろういこうしえん 就 労 移行支援	かいしゃ はたら はじ まえ はたら 会社で 働 き始める前に、働 くことができるように さ ぼ - と さ - び す サポートするサービス
しゅうろうていちゃくしえん 就 労 定 着支援	はたら はじ あと なが かいしゃ はたら 働 き始めた後に、長く会社で 働 くことができるよ さ ぼ - と さ - び す うにサポートするサービス
しゅうろうけいぞくしえん 就 労 継 続支援	てだす う はたら 手助けを受けながら 働 くことができるように さ ぼ - と さ - び す サポートするサービス

昼間の活動

ひるま

かつどう

せいかつかいご 生活介護	つね てだす ひつよう しょうがい ひと ひるま じかん 常に手助けが必要な障 害のある人が昼間の時間を す さ ぼ - と さ - び す 過ごせるようにサポートするサービス
ちいきかつどうしえん 地域活動支援 せ ん た - センター	しょうがい ひと ちいき ひと いっしょ かつどう かる 障 害のある人が地域の人と一緒に活動したり、軽 さぎょう さ ぼ - と さ - び す い作業をしたりすることをサポートするサービス
しょうがいじつうしょしえん 障害児通所支援	しょうがい こ そだ さ ぼ - と 障 害のある子どもが育つようにサポートする さ - び す サービス

ともに生きる社会かながわ憲章
～この悲しみを力に、ともに生きる社会を実現します～

平成28年7月26日、障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において 19人が死亡し、27人が負傷するという、大変痛ましい事件が発生しました。

この事件は、障がい者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたと伝えられ、障がい者やそのご家族のみならず、多くの方々に、言いようもない衝撃と不安を与えました。

私たちは、これまでも「ともに生きる社会かながわ」の実現をめざしてきました。

そうした中でこのような事件が発生したことは、大きな悲しみであり、強い怒りを感じています。

このような事件が二度と繰り返されないよう、私たちはこの悲しみを力に、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現をめざし、ここに「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めます。

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

平成28年10月14日

かながわけん
神奈川県

とうじしゃめせん しょう ふくしじつげんせんげん 当事者目線の障がい福祉実現宣言

～あなたの心の声に耳を傾け、お互いの心が輝くことを目指します～

わたし つかい えんじけん ひさん じけん に ど お
私たちは、津久井やまゆり園事件のような悲惨な事件を二度と起こさ
ないために、これまでの障がい福祉のあり方を根本的に見直し、「当事者
めせん しょう ふくし だいてんかん ちか
目線の障がい福祉」に大転換することを誓います。それは「あなたの心の
こえ みみ かたむ たが こころ かがや め ぎ しょう ふくし
声に耳を傾け、お互いの心が輝くことを目指す障がい福祉」です。

わたし ぎゃくたい ぜったい みと きょうど こうどうしょう かた たい
私たちは「虐待」は絶対に認めません。強度の行動障がいの方に対して、
まわ ひと じぶん きず おと ひかり かびん はんのう す
周りの人や自分を傷つけるから、音や光などに過敏に反応し過ぎるから、
ちょうじかん へ や と こ くるま しば つ あんぜんあんしん
長時間、部屋に閉じ込めておく、車いすに縛り付けておく、安全安心のため
めにはやむをえないということで、これまではそんな支援が当たり前のよ
うにおこなわれていました。

しかし、それは明らかに「虐待」です。時代は大きく変わり、法律も変わ
りました。「虐待」の定義も変わりました。それにも関わらず、現場では同じ
ような支援、すなわち「虐待」が続いていたのです。

それは県立施設においても例外ではありませんでした。県として、障が
い者のみなさんに対して、心からお詫びいたします。そんな支援を続けて
いた事業者は、みんな反省し、支援のあり方を変えなければならないと私
たちは思います。

「虐待」は絶対に許されることではありません。あなたは障がい者であ
るまえに、人間です。人間だからこそ、一人の人間として尊重されるのは
当然の権利です。

わたし　　へ　　や　　と　　こ　　とうじしゃ　　ほんにん　　め　　せ　　ん　　た　　かんが
私たちは部屋に閉じ込められている当事者ご本人の目線に立って考
えます。なぜ、あなたは周りの人や自分を傷つけるような行動をしてしまう
のでしょうか。もしかしたら、あなたは自分の気持ちをうまく表せないだけ
かもしれません。自分の気持ちを聞いて欲しいと訴えているに違いないと
かんが　　せつ　　ぜんぜんちが　　さ　　ぼ　　ー　　と
考えて接すれば、全然違ったサポートができるはずです。

わたし　　ところ　　こえ　　いっしょうけんめい　　みみ　　かたむ
私たちはそんなあなたの心の声に一生懸命、耳を傾けます。あなたの
おも　　う　　と　　く　　ふう　　さ　　ぼ　　ー　　と
思いを受け止め、工夫をしながらサポートします。そうすればきっとあなた
はあんしん　　ちが　　わたし　　おお　　よろこ
は安心してくれるに違いない。それが私たちにとっても大きな喜びにつな
がるはずです。それがお互いの心が輝く障がい福祉です。

し　　せつ　　ち　　い　　き　　なか　　ま　　なか　　く
施設はあなたが地域の仲間たちとのつながりの中で暮らしていけるよ
う、いっしょ　　かんが　　さ　　さ　　じゅん　　び　　ば　　いっしょう　　す
う、一緒に考え、みんなで支え、準備をする場です。一生そこで過ごしてい
ただくば　　じ　　ぶ　　ん　　す　　ば　　し　　ょ　　じ　　ぶ　　ん　　き
ただく場ではありません。あなたは自分の住む場所を自分で決めることが
できます。

まわ　　ひと　　きず　　りゅう　　へ　　や　　と　　こ
かつて、周りの人を傷つけるからという理由で、ずっと部屋に閉じ込め
ら　　れ　　て　　い　　た　　人　　が　　、「　　当　　事　　者　　目　　線　　の　　支　　援　　」　　を　　受　　け　　る　　こ　　と　　に　　な　　っ　　た　　こ　　と　　で　　、　　生　　き
い　　は　　た　　ら
生きと働けるようになっていました。

し　　え　　ん　　か　　た　　か　　き　　ぼう　　ひかり
支援のあり方によって、こんなに変わるんだ。それは希望の光でした。こ
う　　い　　う　　支　　援　　が　　拡　　が　　っ　　て　　い　　け　　ば　　、　　必　　ず　　や　　、　　「　　当　　事　　者　　目　　線　　の　　障　　が　　い　　福　　祉　　」　　は
じ　　つ　　げ　　ん　　ち　　が　　わ　　た　　し　　か　　く　　し　　ん
実現できるに違いないと、私たちは確信しました。

しょう　　さ　　さ　　あい　　おも
どんな障がいがあっても、支えあい、愛と思いやりにあふれ、みんなのい
の　　ち　　が　　か　　が　　や　　い　　しゃ　　かい　　じ　　つ　　げ　　ん　　ぜん　　り　　よく　　つ　　しょう
のちが輝く、「ともに生きる社会」を実現するべく全力を尽くすことを障
が　　い　　当　　事　　者　　、　　福　　祉　　関　　係　　者　　、　　そ　　し　　て　　す　　べ　　て　　の　　県　　民　　の　　皆　　様　　に　　誓　　い　　ま　　す　　。

れ　　い　　わ　　ね　　ん　　が　　つ　　に　　ち　　か　　な　　が　　わ　　け　　ん　　ち　　じ　　く　　ろ　　い　　わ　　ゆう　　じ
令和3年11月16日　神奈川県知事　黒岩祐治

いっしょ かんが め ん ば ー 一緒に考えたメンバー

「みんなで読める かながわけんとうじしゃめせん しょうがいふくしすいしんじょうれい
に生きる社会を目指して～」をいっしょ かんが め ん ば ー
一緒に考えてつくったメンバーです。

こにし つとむ
小西 勉

ぴー ぷる ふ あー す とよこはま かいちょう
(ピープルファースト横浜 会長)

さるわたり たつあき
猿渡 達明

かながわけんしょうがいしゃじりつせいかつしえん せん たー
(神奈川県障害者自立生活支援センター)

しもじょう あきこ
下条 章子

ぴ あ さ ぽー たー
(ピアサポーター)

とみた たすく
富田 祐

ぶ るー す か い く ら ぶ かいちょう
(ブルースカイクラブ 会長)

ないとう のりよし
内藤 則義

かながわけんしんたいしょうがいしゃれんごうかい かいちょう
(神奈川県身体障害者連合会 会長)

な ら ざ き まゆみ
奈良崎 真弓

ごー かいちょう
(にじいろでGO! 会長)

またむら あおい
又村 あおい

ぜんこくて いくせいかいれんごうかい じょうむり じ け ん じ む きょくちょう
(全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局 長)

たか の はじめ
高野 元

けんきょうせいしゃかい あ ど ば い ざー お ぶ ざー ばー
(県共生社会アドバイザー (オブザーバー))



私たち一人ひとりの行動が、未来につながる。

SDGs 未来都市 神奈川県

Kanagawa committed to SDGs



かながわけん ふくし こ きょうきょうせいすいしんほんぶしつ
神奈川県福祉子どもみらい局 共生推進本部室
〒231-8588 横浜市中区日本大通1
電話(045) 285-0548(直通) Fax(045)210-8854



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

